

近世史料に見る

いま使われていない語彙と表記法の事例

長谷川 宏

ここ十数年来、その時々に記録したカードを五十音順に整理してみると、

アイ あひ（相、合） 接頭語 互に、いっしょに、共通の

甲斐国山梨郡川浦村ニ從先年相番所御座候而通路之者相改申候

大黒屋老母昨三日夜火事可出之処合長屋之者取寄り消留申候
万々一御法度筋にも相拘り候ものも有之候ハ、其組合は勿論

外合百姓よりも聊不隠置可申出候

宿々におへて合差之村有之難計、右は二ヶ宿候ハ、半高宛、三

ヶ宿候ハ、三分一ツハ、其余ハ右ニ準割合、触当候宿へ是又
可相勤候

「あふ」の複合動詞で連用形になつている場合。

吉羽村より舟越沿迄三ヶ割シテ明廿日割相千九百間相済候

右之場所済候人足之才料其外組相之名主共江右之趣相尋候得は

……

其節平奉行通り懸り申談双方無懸り、相相済候

私義親類縁合ヲ以テ世話致來り候処……

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

私ニおるても懷合思ふ様ニも不行届候ニ付……

右は上利根川通通行之筏荷御普請所へ突當テ破損所出来繕ひ一件、荷主より人足江心付候酒代取計向仲間・合差縫及出入候一件二付……

件二付……

甲冑着之候而之勝負合ニハ心を不用、弓馬之両術も礼容ニ偏り

戰場之実用ニハ心付無之

なお「組合」「場合」など「天保改革町觸史料」は「クミヤイ」「バヤイ」とルビを振つてゐる。

「間の宿」「間の村」は、すでに我々によく知られているが、次

の場合はどうか。

アイ あひ（間） 酒席で飲みあつてゐる間に入つて杯を受又は差

人形の針をほしかる縫習ひ 間頼まれて澆かへに立

「澆」とは何か、「ミズ」と読み、薄い酒の意。

合口 よく話が合う仲間

松平陸奥守殿御合口ニて不時ニ登 城御夜咄ニも御出仕、或時

御兼約ニて出仕、正宗ハ異風を好候間何も替り装束之由、忠

秋公ニも紅茶宇の御上下ニ為召候

茶宇縞(インド原産の絹、琥珀縞に似て薄く軽い)

間(形式名詞)

「毛」を参照

為当検見来ル十七日江戸出立令廻村候間、立毛下見帳例之通廻

村已前認置、反別寄二合毛記候帳ハ我等方江差出、百姓人別

合毛帳ハ小檢見手代共へ可出之候

何番上田何反何畝歩誰何合毛と帳にも札にも可相記候

相紙証文

相紙証文之事……依て此度相紙証文取かわし申上ハ自今以後

違礼仕間敷……

合判

連判

此あいはんなくしていかた御とうし有間敷候

女并出家前髪立之儀ハ不申及、男之義も其御屋敷之御用入衆之

合判手形ヲ以通シ申候、百姓之儀も其所之名主方より之合判・

手形を以通シ申候

あい物 塩魚 鮮魚と干魚との中間の物の意

上町は小間物見せヲ上町ノ真中より上之方に見せヲ打、小間物

次よりあい物置可申候

あいしらい あひしらひ①能の「つきあひ」②シテに応答する

能役者③取あわせ

あしらふ①受け答えする②取り扱ふ、応対する③付け合わせて趣を作る

惣シテ百姓あいしらい心得有事也

間(アイダ)

古來水開場之處、下吉見領百姓築立候土手、畢竟為水流之障間・

從上吉見領境至須戸之谷削取之、荒河北際之地形と低昂可致

一様……

相対

①他人を交えずふたりだけで事を行う②合意③共謀

人馬相雇候節尤相対雇ニ候

前書式拾疋之外は助郷より相対ニ而相頼候共決而引請不申……

御代官御引越之由ニ付為御見廻罷越手代役前野多七江相対御普

請之趣等申入、半右衛門様御相対御挨拶有之候

敢而

(下に打消の語をともなつて) ①進んでは、押し切つては②

少しも、全く

敢テ・欠崩候体毛無御座洩水ニ相成候迄ニテ……

雲落

あへなし

汝幾度か人の云事を聞す余ニすくれての酒興命の程も雲落・

(本朝二十不孝)

青

御蒸菓子 行田町年寄 真中青水引ニ而結切

吊の詩文を贈るにハ青き印肉にておすべし

青錢

明和五年から発行された寛永通宝の四文錢、青四文錢ともいふ。

青錢・文久錢通用之分御布告之通來月朔日より急度通用致し候様

致し度……

煽(アツツ)

あふつ

西うけの簾をあうつ月涼し

宿の行燈しん／＼と浜風あをつ上り場に……

泥障アオリ 泥のはねるのを防ぐため下鞍の間に垂らす皮革

泥障之緒は糸打房付相用間敷事

關伽アガ 船人の水といふを忌みていう。

船あかを不溜様ニいたし苦懸ケ合目深ク雨不漏様ニ入念候得は

不濡筈二候

上り知アガ・上ヶ知チ

上知請取又は知行渡之儀、縱五万四千石之御代官上ヶ・知千石請

取又は五万五千石御代官千石渡候類ニ而壹万石分之入用之儀

月割アキを以可令増減事

明アキ 近世には「空キ」と書かない。

出役之もの共四手申合、場所先不明様操合折々罷帰、廻村之始

末申上候様可仕候哉

若又相應之明キ家有之詰置候歟、名主百姓持來候藏等江詰候共

メリ宜敷致、俵數御改封印を請可申候

十二月十三日朝之内煤竹年男羽織袴ニ而翌年之明キ之方向竹入

壹間二三度ツ、…… 「恵方」

明尻アキシタ

内入用帳内訳巨細ニ認出来兼候義も有之候ハ、内入用之義も

同断、一村限明尻書抜可差出候

秋伐竹アキギリタケ

秋竹

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

川除蛇籠造り立様は八月伐の竹を九十月暮迄に造り立、

冬正二月迄に籠出、普請三分二通済、其場所ニ六七分

通り臺籠計積立、上を二三分夏普請仕立度事、春夏出

水見合粹出シ等水の中を見合、八月出水を防度事肝要

永百八拾貫百五拾九文 是ハ秋伐竹上納仕候處竹上納不仕御年

貢ニ而上納仕候ニ付是より永増申候

奉願候事 一敷武畝四歩 但居屋敷 右は私居屋敷毎年秋竹上

納仕候處ニ近年竹絶申候ニ付右敷立替仕、其内ハ秋竹年々買

納ニ仕度存候、此旨申上ヶ可被下候、以上(享保六年三月)

揚アゲ

上アゲ

旦那柏座へ紅花揚に御出

本郷丈右衛門殿山惣殿内分上ヶ袋詰致

同晦日御奉行所へ御用番上ヶニ梅沢源三郎樋口礼吉兩人ニ而罷

出申候

上アゲ

切アキ 参照

来四月十五日堅上切延引なし、水明樓ニテ開巻、日限追而披露、

朱上不殘記額、一評一面ツ、并出板御銘々へ返呈、八方風君

沢山ニ御投吟奉希候

字アザ

此度字高輪御台場御警備被為蒙仰候ニ付……

朝顔アサガオ

燭台のかこい

朝顔付の手燭をもつて……

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

五〇

足入アシイリ

泥濘ミル

中アタル

國師在往の頃迄ハ今裏門の内方丈の巽、天光院唯一宇、萱葺にて田の中に有之候、足入沼地ゆへ堂の前迄板を一筋ツ、舗、

是を通路としたりと云々

足代アシシロ

材木を組て高い所へ登る足場

定 一中縄長ケ三尺五寸 小数五拾重 一細縄 右同 一足代

六尋 但シ蜘蛛手打 一筵長五尺五寸 橫三尺

一御馬屋納藁壱 束 但五尺四方 以上

元禄十一歳戊寅三月 日 谷郷清兵衛印○皿尾村作左衛門○持田村弥右衛門○佐間村長三郎○

足早飛脚アシバヤ

八幡町浅二郎足早飛脚二付遣ス

足休アシフミ

自今以後五郎右衛門并妻子共に太田村中へ足ふミ不仕候様ニと

可被申付候

足休アシヤスマ

川手茂兵衛ハ初ハ福島正則に仕へ振能き者にてりしか、福島

家没後浪人の間御家に來り歩行にて居けるか、暫くの足休にて時節を考へ居たるにてそ、程なく立退て鍋島の手に隨順し

天草に勤しゆへ、鍋島父子の感状を得て千石に抱へられしとかや（旧事夜話）

梓アズサ 口よせ、神おろし

隣か施主で梓はしめる

拔アツカウ

此度上井草組中山組水論仕候ニ付、双方申談合点於有之ハ、御書注之、江戸江可差越事「切」参照

公義様江罷出拔ニ仕度奉願候ニ付、如此相談仕候

前書之通り御日延中曇人立入、双方熟談内済取極メ仕候ニ付、乍恐右之段書付を以御届奉申上候

預アツカル

常々申付方等閑之義預御糺候所、一言之申訛無御座奉恐入候

訛アララ

江戸表江罷出帰り候節、序ニ手前少々之調物又は近村杯より訛

られ候体之小荷物、壹駄二及不申分は相構不申候

傍輩共へ訛物之儀、金銀衣服刀脇差之外は堅訛申間敷事

充アチ

館林より鴻巣通江戸道人足式拾五人馬式拾五疋充日数五日継立

可申

宛アツ

別段御拜領之御武器類人足五人馬式疋ツ、日数三十五日継立候

様御差図相済……

當アタ

高機物其外斜子・琥珀、都而糊氣のあるものは當買也、當とは

差値段にて其絹其何んにて何十目と札付也

高機るいとて綿金欄のたくひ、茶字・丹後島、或は琥珀・繻子・

天鷲絨など糊氣あるゆゑ當直段也

(絹布重宝記)

宛行^{アガタガイ}

年貢所納四ツヨリ六ツ迄家中へ四ツ成ニ渡ス、百石之分限大概

金三拾両之内ニ当ル、宛行ヨク勤仕スル事心易シ

あて外方^{ゾウボウ}

当寸法

篤胤はもとより悪筆にて筆法をしらねバあて外方の空論といふ

ものなり(しりうごと下)

跡、跡々、前々^{マエマエ}「先々」も参照

如跡、之米拵依拵龜相ニ候歟又ハ子細無之候而江戸廻し遲滞候

ハ、御代官可為越度条隨分可被入念候

米壹升を式升ニ直候而勘定不合候共跡々之通ニ而差置前々より

小物成高ニ入候旨記置可申候

当村ニ御追放者他国之者紛敷之類跡々より無御座候

御年貢前々より御払之節道法り壹里半式里程附出シ申候

穴生^{アノ}石垣専門の石工

一米拾五石 此扶持五人分 新參 あの壱人

浮雲^{アブナシ}

せ、なきに浮雲^{アブナ}さうなり桃華^{モモのはな}

外見をつくり商ひをするを器量有やうに思へど是甚だ浮雲事に

て……(現銀大安壳)

鎧木^{アブミキ}

油実^{アラミ}

三拾ヶ年以前迄は……平日は綿実其外方之油実を集め、

ほふろくニ而煎、臼ニ而搗かため、上ニ而きせるのらを竹之如

く丸く致し、瓦の上ニ乗セ燈し、又は山家ニ而は松明^{スリマツ}を燈し、

男女共諸々之夜職致し候趣之處、近來ハ在々ニ而多く油メ出

来、平日油を棒手商人持歩行、売買又は油実之種物と取替候

故、古風のあかしハ追々相止、燈油を用ひ……

尼^{アマ}

禪尼^{アマ} 是は能き人之後室又は姉妹などの髪剃たるを云

尼^{アマ} 是は普通之女髪剃たるを云

比丘尼^{アマ} 是は伊勢上人善光寺上人などの妻又はよき人の召仕ニ

有、其外熊野比丘尼等なり

甘^{アマ} 考えてみれば、現代でも使つてゐる。

甘^{アマ} 儀有之由被申付無念之至ニ候、向後村々ニ而儀拵之時分念入

不甘様ニ急度可被申付……

当年は兎角あま口物売先不宜敷未タ余程売残り申候

少々幼年より乍小技好候故ニ手跡心懸江戸広沢門人関源内社中

二罷成^{アマシ}揮灑不怠相甘し候

雨落^{アマオチ}

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

普請中表間口三間之処雨落より板間に仕度願上候

霞カスミ
霞かばい可申候

昨九日夜四ツ時頃、私居宅表庇下雨落ニ而小兒之泣声嚴敷仕候
間罷出見候處、捨子之様子ニ御座候ニ付、五人組両隣并向三
軒之もの共江も通達いたし立会相改見候處、当申五月廿五日
出生之由側ニ別紙之通書付相添、男子、衣類上ニ木綿棒染縞

單物、下ニ木綿縞々縞伴を為着、土間ニ捨有之、尤惣身疵等
も一切無御座候、依之取揚養育仕度存候、此段御訴奉申上候

及オソビ
覃

自然企徒党者見及聞覃申ニおるてハ急度可申出候

川船役所鑑札之義ハ取締役覃船会所ニ而大切ニ預り置シテ…

なぜこんな字画の多い字を使うのか、草書体で書いてみればわかる。

毎年二月参會之日限無相違懸錢持參可致候、若無拋用事出来仕
不参之ものは、其寄々近辺連中江掛錢相頼持參可為致候事

退引懸新御殿江罷出御暇之恐悦申上候

筆は式対もの墨は毫々形蠟燭は廿々掛可用之、尤御用之品に応

し御吟味之上被下之

馳付カケヅケ
かけつき

江戸近在の村方には馬喰町御役宅へ馳付人足相当る、自身勤め
かぬるものは夫錢差出、是を足留め錢と唱ハシマ…

風雨之節損不申候様常々心懸、出火之時分ハ欠付取退、焼失不
仕候様ニ急度相守可申候

御藏近所ニ火事出来候はりん郷ニ候共男女ニよらすかけつき御
申候

掠カナミ
掠霞とも書く。山伏が牛王宝印を配付し、参詣道者に
宿坊を提供し、祈禱をつとめる一種の縛張的地域をさ
す。(日本史用語辞典 柏書房刊)

山伏壇人京都宝藏院霞当山流加能院

前項の意を一般行政の縛張にてはめていゝのか。

霞御役ニ而向川端は向霞役、川手前之霞は川手前霞、村々霞役
ニ而差出候様ニ被仰付候ハ、奉畏候得共、川向霞村々江川手
前霞村々より人足差出候儀は難義奉存候

主家の紋所・屋号などを染め出した法被はっぴ

賄方主法議定帳……四月分、一金七両三分式朱月並分、一四

両御衣服料御物容様分共季上ヶ、一同三両夏看板代……十

二月分……一同七両冬看板、一同式両女中給金、一同壹両

法皮代……

切キリ
限 接尾語の場合が多い。

物而山林新田畑見取場等之反歩并取米水之儀、反歩は歩切ニ極

半ハ捨之、六より壹歩ニ可直之候、外物之米水之儀は合切、
永ハ文切ニ極、是又五ハ捨六より刎込可申事

一ヶ月切ニ御調物之代書付御勘定奉行へ為見用人へ可相達事

右之者心得違之儀御坐候ニ付先達而私切追込置候處、今日差免

今般諸仲ケ間組合之名目御差止ニ付、是迄両替屋共江相渡置候

天秤之義差遣切ニテ以来不及沙汰、番組と夥付有之処削落シ、

改方之義ハ秤座へ申立可受差図旨……

壱ヶ年四百九拾三両之内弐百九拾兩ツ、ハ年々致上納、弐百三

兩ツ、ハ村方江相渡、養料も渡限ニ相成候

四川通御普請所之分、前々は御代官掛ニ而御座候処、享保十已

年より同十六亥年迄四川奉行掛ニ而仕立、同十七子年より御

勘定奉行五人ニ引分懸り限可申旨被仰渡候

三右衛門殿うり残りの塩廿四半ニ付申候時、我等のは廿七半仕

候間少ねあけ候て金可進候と申候ヘハ、たとへ十俵に成候て

も、ねハ貴所へハあけ申間敷候とてきりをと、け給候

①言語行動②先 かど③生馬の口につけて引く綱④種類⑤淨るり一段⑥接尾語

一両国橋口・一浅草橋口・一柳原新橋口……右之口々を限在

郷荷付馬并駄賀馬小荷駄馬ニ乘候口附之者參候ハ、下馬いた

し其より内にて一切不可乗旨可申渡事

削懸所々江上ケ候事、尤口々計江上ケ候様被仰付候

口入くにふれ 取次、紹介

一金百両也 但利足年壱割五分 右は旦那勝手向就入用其御元

口・入・相頼申書面之通借用申処実正也

口永、口米など 以上の「口」は辞書から推測できるが、

御家中住口并別家出口覺帳

の「口」になると、もう少し使用例を搜してみないと、辞書だけ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

でははつきりしない。

毛^ケ 作毛、損毛、立毛、合毛、毛付、両毛作、片毛作、毛地

近年度々水損ニ付御物成も減し候得共百姓共願次第為御救夫食

損毛之程も難計事ニ候、尤損毛之品ニより御救之儀也可有之

種貸等有之候、今年之儀作毛出来方如何可有之哉、風水旱魃

候得共、年々願之通り御救も難成義ニ候間、兼々百姓共其心

得仕、責等の儀無之、夏中よりも致勘弁、格別之損毛ハ其様

子ニもより可申義ニ候

何番上田何反何畝歩誰何合毛と帳にも札にも可相記候

願之通申付沼水落之用水御普請申付候間、小百姓共込情出開發

毛付用意仕、来年ヨリ少も不残作付仕、願之通鍵下来年ヨリ

三ヶ年差免候間、申出候通御普請金無滞可相納候

両毛作片毛作毛地無其差別、土地相應之石盛可相極事

中には次のような毛もある。

村々名主百姓寺方ニ至迄所持致候猫には鳥あひる銘名毛付致、

來ル十日前帳面可被拵候

氣^ケ

百姓町人衣類之義木綿布計り着用可申候と被仰付候、絹ヶは決

而着用致間敷候事

形象により美を表現する手段

一、居合抜 曲鞠 噎廻し 右三組は愛教藝術壳葉商人

と申上る（本来は愛敬、愛矯などと書く）（十三香具沙汰）

こつくい 極印の訛形

改出新田反別ニ而見取にして反に何斗と致事分米附ざること、

分米は田地のこつくい、石高付るハ公儀の御繩、金銀鎰も

こつくい打事ならす、田地も如斯（地方古持籠）

断（コトワル） 筋道たて事がらを述べる、判断する、告げる、届ける、抗議する

私儀明幾日本御番可罷出處、何親類何病ニ而以外不相勝難見放牋ニ御座候間、看病御断申上候（看病を断るのではない。）

先々（サキザキ） 跡々、前々を参照

先々之通り助郷村々人馬通帳之儀向後村限ニ通帳いたし……

諸亮貢先々のことくたるへき事

平日子供門際江集り遊候儀不相成由先々より申付候得共不取用

其親共之申付方不行届甚不埒ニ候

ざくざく 賄方に上白米朝夕御弁当共ニ三度賄汁はざく・・・香物大キリ式切

外ニ何成共菜之物菫品弁当三合詰之積但味噌梅干唐辛三度分

本陣より渡ス

察當（サツドウ） 察斗、差答

甚以心得違不調法至極之段御差答被仰聞恐入奉存候

仕合（シアワセ） ①事のなりゆき、てんまつ②幸福、幸運

喧咶口論制禁畢、若不慮之仕合にて雖及口論、不可令荷担

一同方向ヲ失ひ候仕合、何分ニも此係ニ而是即今難渋ニ不堪、

夫食返納ニも差支、必至困窮罷在候仕合……

不存寄先月中重キ御褒美頂戴仕、叶冥加重々難有仕合奉存候
シゼン ①物の本来の性質②おのづから③万一、まさか

制札所々ニ有之候哉、自然無之所候ハ、書付可有持參……

常々參懸候もの有之而自然出来合食を振舞候ハ、一汁ニ二菜、酒

は有合次第たるへし

右仲間之もの相定置候哉、夫々酒代馬壳候馬喰より差出儀自今

相止可申候、自ラ全ク馬代金江相響候儀ニ付堅致間敷候事

諾理（シッカラ）

古代は小針村に行田町馬草場御高三百石御座候由、是は馬八拾

三疋之飼料之御田地ニ有之候、如何して唯今は馬草場小針村

分に被成候而行田町田地持を御取上被成候哉、此儀諾理と様

子相知不申候

補理（シッカラ）

今般食壳旅籠屋仲間一同議定致候様取補理遣し納得之上曉と取

究候

勿論此度相補理候ニは往来見苦敷無之様不残板或は戸板ニ仕、葭簀等之類一切相用ヘ不申寄麗ニ相補理置、尤御用之節は何

時成共取扱、聊御差支ニ不相成様可仕候

宿内近村之職人大工家根屋左官□御用小屋普請なれば不残申付
取縣申所五日之内仮小屋相造、御伝馬御用会所と四方之角ニ
杭ヲふり左も嚴重ニ相しつらひ、先追々夫々の役人も相定へ
く成共、當時之儀は右四人之者世話致すへしと本陣より申付

置しとなり

如在

如才 手落ち、手ぬかり

新畠新田開可申所御座候ハ、如在仕罷在候ハ、如何様之曲事ニ

も可被仰付候

須々 他動サ变「す」の終止形を重ねた連讀、しながら、しつつ（上代東国方言）

渴水之節ハ從先規役人相願見分之上渴水之村々水上より須々無

異論水引來申候

情出、出情、不情、情々、丹精

人足共精不精ヲ見届進退可致……

自今以後本業專一二出精いたし可成丈右様之家業ニ不陷様心掛

可申、村役人共も精々心を用、心得違無之様教諭可致候

本心ニ立帰家業出情いたし候様専ニ心懸丹精いたし……

先年出丸川越一領之節ハ名主組頭罷出宰領仕情出し申候得共、

近年御料所ニ罷成、名主組頭も不罷出、人足等計差出し逆ク
不情ニ罷成……

候 さうらふ

無宿ニ候ハ、惡事有無之無差別召捕一ト通致吟味、惡事候もの

二候ハ、月番御奉行所江差出……

矢来之内江菜并餅等候商人は出入いたし候由

武州葛飾郡平井村より御鷹を候者渡シ場通り候付御定書

立 タツ
タチ 建

御三家方御三卿方御供立之儀惣体格別取締相立候間、向後町々

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御通行之節、往来江取広ケ置候商ひ物等は勿論取入、看板其

外店先江差置候品々、御通行之障ニ不相成分は其併差置可申

候

他所之者又ハ浪人其外不審立候輩於有之可申出候

鷹番所に年立候もの式人宛指置可申候

運賃ハ八百俵一建と唱、金八拾七両相懸り申候

御長屋住居之事候得は、自分ニ物を入、普請等物すきたて等不

謂事也

自分不如意成上に頼母敷たて無用ニ候

たのもしだてが身のひしで、だまされさんしたものなれ共……

（曾根崎心中）

給 タベル
給物（たべもの）

両日共何れも昼給罷出候様……

平常至て身持宜酒等も不給都て争論ケ間敷義致し候事も無之
其夜ハ昼之八ツ時分より雨降り難義仕候ニたはこ給候義ハ罷成

不申殊外難義仕候

見様、御様 「みよ」 参照（見予）

御普請役様方御差図ヲ受水行相様候様被仰付、右御様中之儀乍

恐左ニ奉申上候

土置揚之儀ハ今般御出役様御見様之上和田村地内字両判江揚溜

置可申

地所之儀変地之程御決難被遊旨ニ而去戌年より子年迄三ヶ年水

御様シ被仰付、貞享御定杭江新規建添御定杭被仰付……

①馳走る、走りまわる②ふるまい、もてなし

丹を依訴人仕候其科被成御免在所へ帰罷有候哉其わけ委細書付可被申事

馳走チソウ

夜中ハ別而夜番之者ヲ度々相廻、火消道具等用意仕町々ニ水溜

桶ヲ居江手桶家々ニ揃置、出火之節ハ早速馳走候様ニ可仕候

野道之馳走として新規ニ茶屋等造り候ハ堅ク可為無用事

往来之衆江之使馳走屋への出勤

真土（耕作に適している良質の土）野土（腐敗した植物質を含み肥沃で作物栽培に適した土）

其村古田畑真土之所新田畑野土ニ候ハ、隣郷致吟味隣郷之野土

烟之位付を見合土地相応ニ可極

忍箕田郷箕田民戸野土・耕真土・干田少畑多

忍上村カミノ民石・真土・ニ散住ス・耕地同土・成田タナリ・民

砂利真土ニ散住

松山高見郷古里サト民野土・渋真土・散住ス・耕地同土目（武藏志）

於御代官所二百姓前より其代官うりかい物かい取申間敷候

メ切人足賃錢之儀は追而御普請役証文前を以相渡候

拵方不出来ニ而売前下直ニ相成候共手間ニ而うまり可申間さ様致度皆々申ニ付尤に存夫より銘々道具拵候而昼夜致苦勞候事

趣以別紙奉申上候通りニ御座候

苗字ミヨウジ

かた苗字、もろ苗字

片名字　書状に名字を略して書く　松長門守、藤大学頭

宛名にこれを書くのは尊敬の意、自己を片名字に書くのは

先方を卑しめ、自己を尊しとする意。

上々アヤシ當苗字なし　何様　我名苗字とも

上　當片苗字　何様　我名同断　何之何某
名乗書判

前々切支丹宗門之由ニて本人有之ニおるては何年以前何方ニ而僉儀有之候而何年已前ころひ候邪蘇宗門之者ニ而候得共切支

前々マエマエ

見様ミヨウ、見豫ミタメシ、見試ミタメシ、見様し、御様、水様、みよ

去ル申年より去戌年迄三ヶ年之内見様度……其後右年季中

見様可相成程之出水無之候ニ付今般村々相談之上見様方繼年

奉願上候筈示談行届候間何卒以御慈悲子より来寅迄三ヶ年之

間尚又見試継年被仰付被下置候様偏ニ奉願上候

地所之儀変地之程御決難被遊旨ニ而去成年より子年迄三ヶ年水

御様シ被仰付貞享御定杭江新規建添御定杭被仰付……

去々戌年より子年迄三ヶ年之間水様被仰付訴答旁水行相様し候

持場内戦争防戦実地之場所平常論究見豫置候儀肝要之事

何様 我名同断

上之下 当諸苗字

何様 我名同断

(机上文例)

(下略)

入人

右之者共方より入レ人致候ものハ別而素生不宜もの共計多候より……道中筋難儀ニ及候

員数 員ある(かぞえる)

交通関係用語

貢租関係でも水利土木関係でも、枠を作つて集めると整理しやすい。仮に交通関係で集めてみると

赤繩

京大坂驍府在番之御方様より被差出候御用御荷物ハ三度飛脚と申定飛脚之者内実持参り候由、乍去赤繩と唱御荷物、赤キ繩二而上繩ヲ掛け候故ニ赤繩と申唱候

有^{アリ}
接頭語

往還衆触状無之不意之往来之分ハ、当番之方より人馬順々廻りニ繼立、惣町中有馬有人足之分ニ而相勤、町中馬不残相立、其外之往還共ニ馬帰り次第繼立、猥ニ助郷人馬寄申間敷事

案駄

病人之儀歩行難相成、駕籠又は案駄ニ而相通候分出入共其筋よ

り通手形持參、又は手形持參無之候而も乱心手負等ニ無紛候哉、曉と相改相通申候

入口

日雇月雇入口之者ハ道中通日雇請負候者共欠落奉公人引込置候

類有之由

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

員数 員ある(かぞえる)

馬屋ニ馬士銘々附置、触次案内仕候而一二三と高声ニ員々、十と申所ニ而帳面に御印被成、馬之善惡御吟味被遊候

会符

日光御坊中様方并御神主様方前々ハ印鑑御差出置、駄賃帳江御押切被成、御飛脚御差出被成候、其外御貸会符等有之候所、

近來ハ御印鑑之帳面至而少く会符証印等も無之、肩書ニ日光と相記し御名前も及承不申衆中之借帳多御座候

圈^{カイ}

僧式人は本繩打召連ト相成、尤板橋宿迄引立、同所圈ニ入置

駕籠

乗物 垂れ駕籠 四つ手駕籠 山駕籠 道中駕籠

宿駕籠 山乗物

乗物 垂れ駕籠 四つ手駕籠 山駕籠 道中駕籠

宿駕籠 二人 四ツ手駕籠 一人 品川宿相糺候處右之通り

(道中方秘書)

引戸は乗物と唱、塵懸三而是駕籠と唱、乗物二無之候

かいけ 鍔筈

御馬口洗場手桶十五か・・・・・柄杓拾五本、御成還御共用之
重り役

既ニ元禄年中御伝馬御継立之義ニ付御証文頂戴罷在候、且又當

村之義水旱兩様之村方ニ而極窮難渋之村柄ニ御座候、其上領

主火術稽古場ニ而多分人足遣捨ニ相成、重役村方ニ御座候

貸供

カシトゼ

貸人

御貸供に出る時自分主人のことく存、諸事申付を違背不仕様ニ

可申付

自分之家來は不及申、御貸人たりとも其趣を申聞せへし

數接頭語 上等の品でない、ありふれた

壱里塚ニ壱ヶ所馬口洗水出置、數手桶五ツ柄杓五本相添、番人

馬之方事訓候者三人付置

勝手能、不勝手

勝手能方江は宿人馬を相立、不勝手之方江は助人馬を差出候類
之事あるへからす

小作人弱人馬計差出、地主ハ人馬不差出、宿場差支候事ハ不構
自分々の任勝手ニ候

門掛け

一、御伝馬役屋敷壱ヶ所……右は是适宿持之処其許望二付書
面之屋敷譲り渡、代金五両式歩請取候処実正也、依之門掛け

川越より其許方ニ而無滞上納可被致候

川々船渡川・越賃覺 歩一由比・興津之間興津川 横帶川 はさみ川 拾五文
歩一丸子之間安倍川 横帶より下迄 四拾五文 迹

股切より膝下迄十六文 股切下水 三拾六文 三十武文 迹
十八文 武拾四文

太股川 拾五文
若骨川 武拾四文 天明三年 相定
脇水川 三拾武文 四拾八文

脇水より乳通下迄一人 此筋は馬越留り 六拾四文

横帶より下迄 四拾五文 迹

股切上より腹切迄 三拾六文 三十武文 迹

起証文 起証文の形式

(五駿弁覽)

起証文前書 一、上尾宿江助馬之儀被仰付候、少しも我係成儀

不仕、同宿より触次第、馬急度差出し可申事 一、上尾宿之

衆を頼、金ニ而馬之請負申間敷事 一、人通多時分馬を隠し

申間鋪事 右之条々於相背は 梵天帝釈四大天王 総日本國

中六拾余州大小之神祇 殊伊豆箱根両所權現 三嶋大明神

八幡大菩薩 天満大自在天神 部類眷属 神罰冥罰 各可

罷蒙者也 起証如件

氣樂 氣樂

内式拾疋は氣樂と唱ひ内々宿渡しニ相成

口附

口附之者木綿紺給為着、紙合羽袴笠為持、見苦敷無之様仕、通

シ馬壱疋二付金六両弐分式朱

沓裾湯

クッソフユ

御進献御馬壱疋被差遣候ニ付、人馬無滞差出、宿々ニ而御馬飼料

沓裾湯等之義ハ差添罷越候もの断次第可差出者也

肥踏

コエフミ

一躰困窮村故金子差出馬相求候者無之、少々之酒手ニ而も差出

貰請候歟、或は少金ニ而相求メ全ク肥踏ニ飼置候馬ニ御座候

得は、中々鴻巣宿より熊谷宿迄四里八丁之間、附送り候馬は

無御座候

御朱印を抜

ゴシュイン

宿々ニ而役馬之義を御朱印と申義、向後一切為申間敷候、

殊ニ仲間ニ而役抜之義を御朱印を抜候と申義不届候、役馬を

指引ニ致候と申、向後御朱印を抜申杯と馬士等ニ至迄為申間

敷候事

摶馬

コシケウマ

馬の筋のべ

馬の筋

コシケ

のへ候儀第一用方ニ不宜、其上不仁成義付而、御厩ニ立

候御馬共、先年より御停止被仰付候得共、今以世上ニ而摶馬、有之由ニ而、向後御制禁被仰出候者也

下宿

ジヤバ

御雇之御方様御下宿ニ御雇之馬口附共ニ一所ニ御差置被成

候様ニ仕度奉存候……御下宿ニ人馬一所ニ御留被遊候得は御立刻限其外諸事御手廻ニ能可有御座と奉存候

旅道具

カシドウグ

合羽、蓑肌、脚絆、面桶（めんつう）

一金式百七拾式兩銀拾四匁四リン 御旅道具代 是ハかつは、

ひきはた、きやはん、面通（面通）以下仕候 卯年中入用

して令せらるゝは、このごろ馬の尾筋当座摶のやうに尾を取

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

て牽通る馬あり、先々も令せられしことくかたく守るべし、もし違犯のものあらばその馬主を糺察しうたへ出べとなり

（常憲院殿御美紀卷十三 貞享三年二月）

在寄人馬 在寄人馬（ザイヨセジンバ） 忍藩城下行田町では日光裏街道の助郷人馬を在寄人馬もしくは拜借人馬と称した。

右之通在寄人馬今夜七ツ時行田町江参着仕候様例之通書判を以

御願申候

作場渡シ舟 作場渡シ舟（ザクバワタシブネ）

拾壹年以前寅ノ年従御公儀様横渡シ舟御黒印御改被遊候節、惡

津村之儀は作場渡シ舟ニ而其上御銅御用伝馬人足相通シ候ニ付、御黒印御除キ被遊……

先規より川向ニ高島村之地馬草地并ニ鎮守之宮御座候ニ付作渡り舟所持仕、高島村并ニ近村最寄之惣成者市用ニ相通候渡シ舟有来り申候

あぶれもの

三省堂編修所編集 金田一京助・春彦監修 明解古語辞典 三省堂 昭和42.	あぶれもの〔放浪者〕(名) ①無法者、ならず者 ②戦争に臨時に加って乱暴を働く者
中田祝夫編 新選古語辞典 小学館 昭和39.	あぶれもの〔溢れ者・放浪者〕 ①無法者、法外者 ②戦争に臨時に加って乱暴を働く者 ③ならずもの、よたもの、ごろつき
前田 勇編 江戸語の辞典 講談社 1992.(11版)	あぶれもの〔溢者〕 ①仕事にありつけなかった者 ②一定の正業なく浮浪生活をおくる者 ③もてあましもの、ならずもの、 ごろつき、やくざ
日本国語大辞典 小学館 昭和48.	あぶれもの〔溢者〕 あぶれもの ①無頼で持て余されている者 ならず者、ごろつき ②仕事にありつけない者、失業者 あぶれつわもの〔溢兵、溢強者〕 無鉄砲な兵士、乱暴な武士、あぶれむしや
広辞苑 第2補訂版 昭和51.	あぶれもの〔溢者〕 ①法外者、無法者、放浪者、ならず者 ②(仕事などに)ありつけなかった者
岩波国語辞典 4版 1988	あぶれもの 世間または仕事からはずれた者 ①無法者、ならず者 ②失業者
遠藤元男編集 日本社会経済史用語辞典 朝倉書店 昭和47.	あぶれ〔溢、放浪〕 ①溢れる、余ってこぼれる、放れる。仕事にありつけない、落ちぶれて放浪するなどの意から ②あぶれもの、あふれもの(溢者)と名詞化して浮浪人、無頼漢、無法者の意になった。 律令制下の良民、雜式(ぞうしき)の貧困化・あふれ者の増加は平安後期の重大な社会問題となった。 ③鎌倉・室町期 封建的主従関係による扶持から溢れ出たあぶれ者、すなわち牢人は、時には集團をなして乱暴、強盗を働き、戦場に出掛けては掠奪を行った。(太平記など) ④江戸期 亂暴者、仕事にありつけぬ者

俳諧連句・雜史実録・隨叢の中から

アフレモノ 溢れ者、放浪者 辞書にどう載っているかは挿入

の表を参照

郡山より奈良へ纏五十丁の道法成けれハ忍て行もの数多ありけるとそ、其頃片山七郎太夫^(ひさし)払いふあふれ者ハ、常に忍て遊里に通ふに、豊成^(ゆたかなる)世柄とて往還の長途を、紙張の四角に竹をはり、中間に持せて、其中に立ながら三味線を弾て往来せし事もありけると云事、隠れもなき咄也。（旧事夜話）

近世初頭元和・寛永期の武士の私生活は派手な者もいて、大名の家臣が幕府の奈良奉行と喧嘩して馬から追落す騒動も起こした。挿入の表に載る辞書の説明では十分とはいえないほどの「あぶれ」ようであつたといえる。平安後期から鎌倉・室町期を経る「あぶれ」の伝統に思い及ばず、ただ「無法者」「ならず者」という語釈で満足するわけにはいかないだろう。しかし、いちおうは古語辞典に載つてゐるから、あまり触れずにおく。この「旧事夜話」では、もう一くだり片山七郎太夫の話が出る。こちらは江戸の瀬戸物屋の主人の応対があまり横柄だったで、友人と共謀して店頭の瀬戸物をことごとく叩き碎く事件だが、こちらは「ワヤクモノ」という形容で、これも古語辞典に載つてゐるので、ここでは取りあげない。こんな話もある。

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

一、奥平源四郎と云人有けり、嶋原一揆の時、見物の望ニ而何れの手哉覧へ従軍して在しか、能効しけるを石谷土入殿御覽じて、誰人ニ而候そと被尋し故、某は奥平美作守家來奥平大学か次男にて候といへハ、今の勵無比類候、いつれ我等証拠に立て参らすへし、何方へ成とも勤仕し給ふへしと仰候田この話は中世的な「あふれもの」の実例ともいえようが、著者はひとことも「あふれ」といつていないので不思議なくらいである。石谷貞清は江戸初期の名士で、彼の病氣見舞に訪れた松平忠明との対談によつて、源四郎は七百石で召抱られるという後日譚が付いてゐる。

この「アフレ」「ワヤク」の類だが、もうひとつ、あまり使われない語がひとつ出てくる。

羽州山形御旧領の頃、御家の御切米取に糠藁渡と云ル小役人に伊藤喜右衛門と云者あり、此者^(本ノマニ)フリハン者にて有けるとそ、同氣相求たる朋友の有けるに頼けるハ、我妻を呼迎んに他所より筋目能者^(きもいり)を肝煎て玉ハるへしと云ハ、彼者心得たりと領掌す、扱其頃山形の隣邑上の山ハ土岐伊豫守殿ニ而土岐家の御筋目家老に諏訪越中と云人ニ老人之息女有事を聞出して、彼仲人段々傳を求て云せけるに悉^(悉ニシテ)偽にて堅^(かため)けれハ、山形の御家中伊藤喜右衛門とて先手の物頭也を聞いて、既縁組相整ところが婚礼が済むと、ことごとく嘘でかためた事がばれて、諏訪大に驚、一門親類呼集、兎角取戻に相談極りけれハ、其中

に老輩の云様、かゝるふくわんの者の事にて候へハ、取戻し

なハ男道立ぬと覺悟し、いか様の理不尽すべきも難計、若さ

あらハかつ^{シテ}ないと棒打ならん、最初より軽々敷たまされたる

恥辱言語道断の事成に、此上事を好まは世間へ態^{トモ}と恥を広む

るに似て上塗と成へし、所詮娘壱人捨たりと思ひ、不通して

置れよかし、逆も家老の家に育たる娘の、何と切米取の妻に

していかに整へき、自ら頓て離縁すへし、……諷訪打点頭^{うちうなづき}、

此上ハ其意に任すべしとて打捨たり

その後伊藤家では男子が出生、江戸で渡り勤めをしていたが、諷

訪越中に世継がなく、伊藤の子が嫡孫であるとして迎えられて、家

老家の家督を相続することになる。

型破りな特異な人物といえるこの切米取の伊藤喜右衛門は

フクワン 府官(名)国府の役人 (中田祝夫編・新選古語辞典)

と称されている。東北地方の地方的な語かもしだれない。

荒和布^{アラメ}

一桶にかさはる荒和布ほとはせて

歩行^{アルク}

アユム

立出て後歩行や秋の暮

嵐雪

見ぬ春をこがれ歩行か時鳥

蓼太

あんくわい (暗晦)

然ハ其方金銀を笠に着て過言云やと云ハ、金力云ハすると答け
れハ、善六今ハ腹に居兼^{ナキ}、推參、あんくわいかな、己^シとき

に過言吐せて置べきや (敵討金折刀)
アンコウ 鮫鱗流

如此ノ御政事ヲアンコウ流ト云ヒ侍リ、鮫鱗ト云フ魚口至ツテ
廣シ、大海ヨリ江ノロニ向ヒロヲ張リテ相待チ、種々ノ流レ

来ル者ヲ呑ム、故ニカク云ナリ (白雀錄)

樋の立管の上部にさし込んだる長い栓木をアンコウと云ふ。

俗に不怜憐のものをアンコウとか底ぬけとか、又重ねてアンコウ底ぬ
けなど云 (吉永禹山・百姓語彙)

イチチリキ
一チ力

枕香の古河関宿のあたりも見まほしと、一チ力にハ例の無言な
る与助をつれて、草枕たび／＼ながら笠を並へぬ (古河のわ
たり集)

イチ致^{チヂミ} い、ち

元日の一致にはやき風呂屋哉 椿雄

いとなし いとまなし

白萩のちるもいとなく日暮けり

犬^{イヌ}

似て非なるものを犬といふ、これ本邦の故実歟

水蓼^{イヌタデ}

龍葵^{イヌハヅキ}

狗脊^{イヌガサ}

午年艾^{イヌモモ}

蕚^{イヌナツナ}

麻黃^{イヌマツモ}

薇^{イヌバ}

鹿藿^{イヌガマ}

等、

毛拳ぐるに違あらず (燕石雜志二)

いろいろ いろひ 綺辞弄

勝手向より外の事いろわすべからず (百姓分量記)

勘定終ラバ△如何様トモ進用シ給ハシ、且ツ外ヨリイロヒ侍ル

人モアリト聞ク（白雀錄）

岡両

魑魅魍魎

火車（茅廬漫錄 下）

芭蕉

埋火や壁には客の岡両

かハほりや野松ハ月の岡両 踏んで通れば鴨網の綱

芭蕉

加祭

苛察

かハほりや野松ハ月の岡両 踏んで通れば鴨網の綱

芭蕉

君子不為苛察

（莊子）

芭蕉

頬

君子不為苛察

芭蕉

加祭

君子不為苛察

芭蕉

頬

君子不為苛察

芭蕉

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

はまくりやく・めてもれぬ塩の味 市月

くすぬく

くすぬかる玉の光りや芝の露

形式名詞、理由をあらわす

やう／＼忍の町にも近しどきけ、定枚ぬしをはしこ、にて待

つけ、やかてかこのしり人につきて行くに……（忍の道の記）

ようす、けはい

一天の雲なき月の露ヶ哉 美撰

解^ゲ

遊仙屈抄……本邦ニテ中華ノ小説ヲ^{ヤクダ}詒解スルハ此書ヲ以テ始

祖トス嵯峨天皇ノ時学士伊時ナルモノ神仙ノ訣ヲ得テコレヲ解^{カイ}トイヘリ

訣解笑林廣記……コレハ漢土ノオトシハナシニシテ面白キコトカギリナキ書ナリ俗語バカリニテ読ガタキニ今和解註釈ヲ

加ヘ誰ニテモヨメ安クセリ且俗語小説ヲヨミ習ハントスルニハ漢土ノ人情ヲ知ラザレハ解スル「能ハズ

しんだい、所帶

経済

目附ナケレバ法ヲ行フ人ナシ且那ガ自身ニ法ヲ行フハ下手経済

ナリユヘニ目附ト云役ヲ一人コシラヘテ此目附ニ法ヲ行ハス

ルガ升小ノ工夫ナリ（海保青陵「升小談」）

代口物ハ雜物ニテモノ数多キヲ以テ大経済トスルナリ

けしくあらず、はなはだしく

衝^クむ

此十郎左衛門勝れたる器量骨柄ニ而能登守殿不怪御悦にて

伝聞頼光の四天王に渡辺の綱などいへるかかゝる類容貌にて
もや有けんと思ひし由不怪誉させ給ひけるとかや

げす

下司

しり、人糞肥料、しもごえ

屎尿、下肥、下水（吉永禹山）

一、木綿式斗 市後嶋伊兵衛分 ケス拾駄丁式斗五升

一、菜種三かわらけ はら原式反割 ケス拾六麦但四桶入

八月五日 肥前麦三升式合 サヤのき畑 ケス四力

たメ五力

一、後菜植菜 中之割南之方四拾三本蒔内式拾五本 晩稻菜種右

江肥大豆式割下司溜

けだい 薫蓑 日除けのため背にある、蓑や蓑蘆のことをいう地方もある。

百姓共背負出し候笠けだい逃去候節町中二捨置候故、宿内ハみ

のけだひの山を築、番人附置候

（御伝馬騒動記）

けざえ けでや けつて けだい けら（群馬県多摩郡 秩父、山梨県巨摩郡）

けなり うらやまし

ひとつ、せ都には三貫屋七助があめとてめづらしき事を仕出して

其うれる事数をしらず、さればよの人けなりくおもひてさま

くにせのできければ……（諸国落首物語）

懸車

官を辞す

神慮まで律の調へに澄渡り 懸車の身こそ命綱なれ 方四町桧

はかりもよい金目 懸車の楽人の居所を附たる也、方四町

桧林の茂りたる下屋敷ハ切出さは金に成へしとなり

懸貪

懸貪屋

當時諸家ノ家老ト申スハ小兒ノ時ヨリ家中ノ族ニ立テコカシニ

こかす ①ひそかに他へ移す②だましとる

吉田川一升の水出には堤を押切り家を流す事古より今に至る迄

其数を知らず（本藩高士伝）

升

シヨウ

雨五日六日め二大雨ふり候間八月九月之内大水十度出堤八九合也（榎本弥左エ門覚書）

乘かけをおりて角力の雪踏はき 古賀のわたりは八合の水（三余集）

合

ゴウ

吾伊 吾伊、晤印 読書ノ声

誦読ノ間徐緩ニ読去ベシ急疾ナルベカラズ聲音響亮ニシテ吾伊ナキヲ善トス吾伊トハ不伶利ナル者ノ書ヲ読ムニ滞ルコトアリテ読過ラレヌ時吾伊トイフ声ヲ出シテヲメクワイフナリ是尤聽ニクキモノナリ（和讀要領）

けんどんと号するは独味をして人にあたへざるの心又給仕もいらすあいさつするにあらねはそのまま懶貪なる心又無造作にして

僨約にかなひたりとて僨飪と書と云説此よろし（近代世事談）

弁当食物持たせ出て、町にて食物とのへ食ふ事なくすべて町

にて捨へたる食物類にてはまんぢうさつま餅焼餅この外の物

は寛文辰年よりうどんそば切七十年以前には御旗本調へて喰

ふ者なし近年は大身度々までけんどんを喰ふ（八十翁疇昔話）

けんどんにきこゆる雑子のほろ、かな 輝雄

セラレ御前様ノ御無理ハ御尤トカ云ヤフノ日ニ遇フテ成長シタルユヘ……（破レ家ノツヽクリ話上）

露・けのよすきて遅し女郎花　屯斎

五荷棒

安永六年丙申日光御社参の時道中にて見し駄菓子に五荷棒といふものあり……

一口も味ふべきものにあらず……文政三年今年庚辰あ

る友のもとより武州忍領北秩父の辺の菓子とて五かばうといふものを贈りしをみしにむかしよりは形大にして其質もまたおこし米をもつくりたり其形は野鄙なれど四十年の昔にくらぶれば味ふべし　（奴師勞之）

五器

雪解やさては里ある流五器

五種香

請壳も虎の威をかる五種香屋

小附

炭壳の小附の小豆うれ残る

米

検見取箇仕様之事　地方不知の為二記

一、壹反歩　立毛壹升有時

此取米六斗法壹升へ三を乗、糀三石と知る、五合摺の五を乗
糀毛此取米六斗四ノ取をかけ、六斗と出、何合二而も如此也

一、壹反歩　糀式石四斗

此取米六斗　此糀を四ノ法ニ割ト出早法　五ト五分取

近世史料に見る　いま使われていない語彙と表記法の事例

一、又法五五ノ取の時合毛何穀にても四ヲ除ス取米出此四法は五合摺の五ト五ノ取再乘メ二五成是左ニ置一ヲ除スル四ト出ル是四ノ法矣リ

一、石高取ノ時反ニ八合取米六斗有　盛十五ニ割_{高ニ四ツ}厘取如此

糀二石四斗

一、取米七斗五升反取右のことく厘取直斯時

法七五四ノ法ヲ乘三ト出ル是糀三石也四ニ割七斗式升是ヲ十二盛に割ハ厘六ツ斗盛七斗五升壹反取米盛ニ割也

一、八合の時五ト五ト取反ニ六斗九当リ合何程と問

此八ニ田の法三ヲ乘二四成是を田ノ法除ル八合中りと知る

一、壹町五反八畝拾五歩　中り式合不足

七ト五リ引

内壹反壹畝廿六ト六リ

検見引方

残壹町四反六畝拾八ト

中り合

本毛

取米八石七斗九升六合

反六斗

一、反別壹万千百拾五町五反五畝拾五ト

此糀廿六万六千七百七拾三石三斗式升

五ト取

斗立七万五百石三斗七升七合

四ノ法

此糀廿六千六百九拾三石三斗三升

延干

糀千百拾五石壹斗三升壹合

三ノ法

小以七万石一千六百拾九石五斗八合

此俵十八万千五百四拾八俵三斗八合

四斗入

右法反ニ八合毛をかけ糀出ル此位見様歩所ニ桁下上ミヘ算

近世史料に見る いま使われてない語彙と表記法の事例

六六

廿六万の位を知る割くらひへ壱折上へかそへて知る 口伝

一、凡米を三五ニ除ハ但式表ハト五七

此割二八五七へ式升延乗式升八合五タ七才 口米古法

五升七合壱タ四才 のへ米入

三升壱合七夕

古法延口 八升五合七夕壱才 今法八八八 延干へ

三乘

一、取米壱石 五升干ハ 三五除五ヲ除 壱斗四升合八タ五才

三五割二八五七是ヲ式升八合五タ七才ノ口米と見るも有

本石へ五升のへを入れそれへ二八五七ヲかけ口と見るも有

法用ニ一七一四ニ是ヲ取米江かけ壱算ニ而見るも有

三乘ト一七五五一七七五升のヘノ上三ヲかけ如此

(地方古持籠 地)

米

米商売通用正字

相場又相庭とも書なり
商人相集の場所といふ心也
正米現米をもつて
賣買する也

帳合米 正米をもたざれ共相場
によつて売買するなり

虎市 踏損をするを
踏ふむといふ

履 尽損をして指引すまざるをつく
空尽のこゝろなり

繫正米を賣買するを
はゞく上のつなぎ

解をとくなり
鞘帳合米正米より安きを下ざやといひ
羅買也

耀米を 下 貴賤等
高下 貴賤等
等 なきをいふ
下 貴賤等
等 なきをいふ
下 貴賤等
等 なきをいふ

(米穀売買出世車)

酒サケ

（三月雑）初尾小びしニ二重ねニいたし神仏江備候事 あさつき

はまくり のびる つくし わかさぎ さざる 千葉子 餅

菓子

花 白酒 す・ミ・酒 ミ・リ・ン・酒 右之外珍敷品青物魚類等有合

次第備可申候

醜人 醍體 懐杵 酒醤 鮋 檻 吉水 伊丹富田
あまざけ だき しめき もろみ わく けづりき きつすい

稻寺 鴻の池 稔 甌 諸白 稚 ねり酒 焼酎
すりぬか こしき もろばく たいとうごめ ねり酒 焼酎

南蛮酒 みりん酒 ほうめいしゆ 忍冬酒 (万金産業袋)

四木三草

四木 桑楮漆茶 三草 麻藍紅花

五木 領主が伐採を禁じた有用樹、七木九木を禁じた藩もある。

桑槐榆柳楮 (県令須知)

松 槩 明松 楊子 高野楨 (尾張藩木曾山)

八色之木品 山稼八色 免許八色山稼 (享保十三年)

農間の稼には御林山つゞき稼山に行て木を采り兼て御免ありし

八色の木品鹿料挽板筐板桶木鞘木履鍛治炭等製造せり養蚕は

少なく女の業には絹横麻を織出せり

今年耕作損亡之地有之間、猥に八木を費すへからず、酒つくり
候義、江戸京都大坂奈良堺之津井名酒之所々其外諸国在々
所々、累年造來候員數其所之給人御代官より改之、其半分つ

くらせ申へし

空米

堂島の米商は百斛以上を行ふ、蓋米商に正米と帳合と二行也、

正米は實に米の売買、帳合は空米にて唯売買の名のみにて其

行実は米を売買せず

(守貞漫稿)

(下略)

漢文的な文法

日本人の作る文章が漢文の尺牘体にならつて始まつたといふ宿命から、文字の上下顛例が近世まで続く。(候文の文法の素材となる。)

不、無

苦懸ヶ合目深ク雨不レ漏様三入レ念候は不レ濡筈二候

不レ得レ止事不レ奉レ願ニ恐をも御歎奉二申上二候

右之者代々禪宗ニ而拙者旦那ニ紛無レ之御法度之切支丹邪宗門之者ニは無レ御座二候

ところが、上へ返のを忘れてしまつた春氣坊主もいる。

堤手薄ニテ出水ノ節ハ今ニも切可レ申哉ト安キ心無堤ニイ

其頃未謐乱之節ナレハ近国ニ市ト云事無故当地ノ市悉繁盛セリ

于

先規より御年貢諸役入用勤申于レ今持來り申者之田地ニ而脇よ

りかまい無レ之少も申分無レ御座二候事

宣ヨロシク 当マサニ 将ス 未ズ 須ベカラク 猶ナオ
ベシ 当ベシ 将ス 未ズ 須ベシ 猶ゴトシ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御定書之通宜レ被レ相守者也

ところが二度読むことを忘れてしまつたものが多い。

御手伝御出銀や未残銀も有レ之

左様ニ相成候而ハ少年之行志未定不レ申者杯ハ自然と風儀悪敷

相成候而……

この様に、漢文法に倣つて漢文法を忘れたあたりが、候文の文法とでもいべきか。

爲させせ

日數十日程も助郷より右代り人馬為差出可レ申旨申之

正路之渡世ニ可レ為レ致との御主意ニ而……

奇特之儀ニ付褒美として鳥目拾貰文為取遣ス

此段為相知せ二候

敬語に使う場合

御取調之上厚御汲詣被レ為レ有模様替御沙汰止ニ相成追々相弛候趣被レ為レ及御聴ニ……

たる、たり

古船又は為新艘共船具不足之船ニは荷物決而積入申間敷候

深谷領大塚島村川欠地如相定岡部領手計村可レ為支配但欠残之古畑ハ大塚島村可レ為進退

為

として

右之御方様御領分為請取渡ト御越被レ成候

有君御方様御下向之節並為御迎御用と京都江籠越

次の場合はどう読んだらよいか。

勤札数庭払帳江引合札不_レ揚分は宿助郷共為過怠翌日為相勤

可_レ申候

依之取替セ書付一札為取替セ^(マ)申候 「為」と「セ」は重複

稻毛出来過不_レ申候為不_レ残早稻之穀種用可_レ仕

荒川通之儀は度々及出入候間以來爭論ニ為不_レ及申済口御

奉行所様江差上……

為其請人加判仍而如件

昨已年之儀ハ別而田方不熟而村方一統困窮ニおよび候次第二

付、村中安全為五穀成就之鎮守八幡宮其外諸神社へ太々神

樂獻度奉_レ存候

「……のため」と読まないと、どうにもならないものもある。

預る あづかる

常々申付方等閑之義預御糺候所一言之申訣無御座奉恐入候

有、在ある、あり（文字の意味にちがいはないらしい。）

無益なる翫之品々金銀用候儀停止之旨前々御触も在之候处近年

猥りに金銀具相用并元買致し候者も有之

雖いえども

土手新古之異論度々雖及対決就_二不分明為御檢使伊奈半

十郎米倉六郎右衛門被差遣檢分之處川岸之土手所詮可_レ為

水開之障一段歴然也

致いたす 必ずしも上へ返らない場合もある。忘れたのか。

右は村方貸付金致借用候處相違無_レ之候、返済之儀は來成十

一月晦日限元利共急度可_レ致返済候

此度為見分出張致難場ノ所目論見致御普請申付候

入いる、いれ

灰入候節入念をしめし入置可_レ申候

おいで

若命油断於申付は其地頭代官可_レ為越度事

吉五郎と合掛御用向相勤度段於申出候右は願之通申付候

去寛永十五年ニ奉三公命耶蘇宗門ヲ於肥後島原退治シ

郷村高帳昨夕大手御番所後於御勘定所家來之者請取申候

江戸於御屋鋪御役人中様江相渡申候

御呼出ニ付罷出候処道中御奉行所ニおゆて則御触書御渡相成

「於肥後島原」と書くなら、なぜ「於江戸御屋鋪」「於

大手御番所後御勘定所」と書かないのか。（後出「徒」参照）

及およぶ
返る場合と返らない場合

當年差支之依有無当冬中及再談候筈

近村村より逃られ候躰之小荷物毫駄ニ及不_レ申分は相構不_レ申候
掛懸かける

万_レ此者相煩候歟又は不勤仕候ハ、早速請人之者より慥成者差

出貴殿江少も掛御世話申間敷候

拘かかわる

劍戟等_二および候者在之ニおるてハ咎之不_レ拘輕重ニ其方共

改易申付候事

難かたい、かたし

多分洩水致已ニ難相保処漸防留候次第二て悉く難場ニ相成

縦ヘ証文慥ニ在レ之候逆も御朱印之寺社領田畠屋敷外へ取事ハ

難キ成間自今以後質物ニ一切取申間敷候

如ごとき、ごとし

来年戊五月晦日迄只今如取來可レ取レ之

火事有之節は如先規之絵図書付相認類火ニ逢候もの共軒數：

之これ有之、無之、渡之、出之

忍領上郷数ヶ村大場之悪水溜井沼ニ有之候

此何ん而過行候得は市場江は一切立会無之様ニ可相成と奉存候

過錢として家一間に付てひた錢百文宛可出之。

秋御貸米ハ百石ニ付四俵ツ、可渡之。

村々騒立候節村内之ものを差押(徒党)にくわわらせす、一人もさし出さる村方これあらハ、村役人にも百姓ニ而も、重も

にとりしつめ候ものハ、御ほうひ銀下され帶刀名字御免、さしつ、きしつめ候ものとも、これあらハ、それく御ほうひ下しおかるへき者也

奉たてまつる

随而是年限中勝手向取直奉レ報御大恩をも度専僉約仕取候

得共……

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

御額髮ヲ取可レ奉レ上之旨御意トモニテ五兵衛參上仕取上……就つき就中(なかんづく)

右は旦那勝手向就入用其御元口入相頼申書面之通借用申処実正也

御年貢之払方不「罷成」……就中去丑ノ御年貢百姓前ニ壹文

壹合之無未進歳内ニ調申候へ共自分之借金ニ御年貢金ヲ被

レ越船ニもつミ不レ申先ニ御城米ヲ売申候

遂とげる

此外往還何事によらず寄合遂相談を埒明申様ニ仕へし

乍ながら

宿ニより雲助之類と乍レ存当分之利欲にかゝわり宿を借候由粗相聞不届至極ニ候

神祭之節……注連竹建候砌り子供其所江集り注連竹江登り或は引曲引倒杯致し候類相聞此儀神事之古実有レ之當所之旧例ニ而建來候義子供と乍レ申神明を不レ恐事ニ候

可べし、べき

疎略ニ仕出火於レ有レ之ハ火元ハ不レ及レ申其所當番之者共可レ為越度ニ候間可レ得其意候

縫脇道たりといふとも無駄成駄質錢不可ニ懸申問屋月行事出合致相對往還無滯可レ送之

任まかす

諸事宰領之任指揮ニ相勤可レ申候

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

七〇

此度縁付ニ而寺替相願來候ニ付任^レ其意^レ候

兩殿様一丸江為^レ伺^レ御機嫌^レ被^レ入

宅ニ而織立候青縞出來方不^レ宜捌方無^レ之品物素ト庄三郎^レ申利

欲ニ拘り拾疋壳^レ拵拔壳不正等可^レ相糺^レ買次キ之身分ニ乍^レ罷

在於居宅^レ王子荷物ト相見候荷造惧^レ差図致シ為^レ拵江戸表

ヘ附込ミ不^レ目立^レ様取計候積り迄も申合候

以
もつて

用水引方厚以^レ御慈悲^レ是迨養仕難有仕合ニ奉存候

心得違無之様以^レ前相達置可被成候

窮民御撫育之思召ヲ以^レ御勝手御非常をも不^レ被為厭^レ……

最後の例は漢文式ではないようである。

依

より
訴來候ハ、能僉義之上依^レ其品ニ^レいたしめ可^レ申候

従
より
「於」の場合と同じく「従」も候文独特の位置にある。

川越領郷村并諸書物御代官従^レ松村忠四郎^レ引渡有^レ之請取申候
御利金六拾九両^レ式分永百拾五文宛四ヶ年毎ニ御郡代御貸附方従^レ

御役所熊谷補助郷江御下^レケ被^レ下置候

出丸従^レ七ヶ村^レ申上候

被
られ
れ

何卒以^レ御慈悲^レ前書之趣御聞召被^レ為^レ訛幾重ニ^レも通船御差留被^レ
二下置^レ候ハ、……廣大之御救と難^レ有仕合ニ奉^レ存候

御年貢之儀は御割付之通り郷中小割次第貴殿方ニ而御上納^レ……

補 遺

「ハ」と「ワ」の使い方の混亂

年々井草組之用水堀をせばめ唯今わ當分之様ニ罷成候
惣而宿々におるて往来之難義に及させ候儀於有之は其本人ハい
ふに及^レわす間屋年寄共に急度可有其沙汰事
壹里之間畑之中ニ堀筋^ハたり大雨之節ハ堀かけくづれ^レ……
私儀^{ハクシキ}無高ニて家内式人暮シ小作農業之間在々罷越鶏卵買出シ

令^{セシム}

此述書名主令印形早々相廻し留より可相返者也
聞のかし見のかし於^レ令致欠落は可為曲事事

往還之対衆中江慮外仕間敷事

対^{タイス}

道中御奉行様被^レ仰渡^レ候段被^レ仰渡^レ承知奉^レ畏候

若相背候者は為^レ過料錢^{五貫文}宛差出町内宿入用ニ相立候趣被^レ渡御申^レ同承知致候

無^レ其儀^レ猥ニ相対を以^レ頼被^レ頼申間敷候

「オ」と「ヲ」の使い方の混乱

五人組之内にて何成共背御法度お悪敷事仕間敷候

あたをなすへきと存候は内々お以可申上候

仮名で書けば問題も起らないのに、漢字を使いたがるから不思議な文章ができあがる。

趣オモムク
赴

有磯庵五渡おちは去年の冬落葉踏わけてかへらぬ旅に趣オモムクかれしを歎て、今とし予更科の月見もとりに杖曳て、その亡きあとを訪らふ折から……

半ワタ

一味いちみと申上候は少しも軽々罷成候半哉と不調法者共之儀ニ御座候故前後不弁一味印形差上誤り奉至極候

千住より下方ハ先月十八九日嵐雨水ニ而定而水腐ニ成り居候半と申沙汰也

御法度を背く所不埒とハ云ながら始末宜仕方とて御許容有けるにそ、其身分高いふに及はず御家中一般難有狩し也

乙卯の夏大坂御陳触有ければ御家中一般に馬物具用意のみ勇敷程シモ社あれ

送り仮名と間違われやすい、漢字の読みの最後の音を書き加える習慣。

田茹トガどの腰ヒダし伸してや天津雁

是も大勢の刀を受けながら倒伏を思ひくに切込んだり、後チ

近世史料に見る いま使われていない語彙と表記法の事例

段々に刀を退けて見るに、下に残りし一腰は……

米藏のねづミハコヘふとり社ろのねづミハヤセおどろへたり菊にても鶏頭にてもその外草花等花段仕立草の種子蒔作るにそ

の尺ヶ高低有り如此の事軽きことながらも眼の付所ならん